

# クリエイト通信

2010年  
12月号


大阪市西区西本町 1-13-38  
西本町新興産ビル 7F  
クリエイトオフィス 深田  
社会保険労務士 深田美代子  
TEL06-4390-7500 FAX06-4390-7505  
<http://www.create-f.jp/>

## 【感染症にかかった場合の休業】

12月に入り、インフルエンザやノロウイルスなどの言葉がニュースで取り上げられ始めました。ただでさえ忙しい年末に休むことのないように、いつも以上に手洗いやうがいを励行して防ぎたいものです。

さて社員が伝染性のある病気にかかった場合の就業についてですが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」にその取り扱いが定められています。

まず感染症は大きく5分類と新型インフルエンザ等感染症等に分けられます。

分類	対象となる感染症	就業制限
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、天然痘、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	 就業禁止
二類感染症	急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(A/H5N1型のみ)	
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、腸チフス、パラチフス	
四類感染症	E型肝炎、A型肝炎、狂犬病、マラリア、鳥インフルエンザ(A/H5N1型を除く)、日本脳炎、その他	制限なし
五類感染症	インフルエンザ、梅毒、AIDS、風疹、百日咳、おたふくかぜ、破傷風、感染性胃腸炎(ノロウイルス)その他	
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ(A/H1N1)、再興型インフルエンザ	就業禁止
指定感染症 新感染症	国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの	

そして一類感染症、二類感染症、三類感染症と新型インフルエンザ等感染症等に罹患して医師から届出があった場合は、都道府県知事より感染症ごとに厚生労働省で定められた業務への就業が制限されます。

厚生労働省で定められた業務とは、主に飲食物の製造、販売、調製、取扱いの際に飲食物に直接接触する業務、接客業、多数の者に接触する業務などがあげられています。

まとめますと、一類感染症、二類感染症、三類感染症と新型インフルエンザ等感染症等にかかり休業した場合は給与を支払う必要はありません。しかし四類や五類に分類される季節性のインフルエンザやノロウイルスなどにかかり、他の社員にうつらないよう会社が就業を禁止した場合は、休業手当(給与の6割)の支払いが必要になりますのでご注意ください。